

掛川市告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、平成29年6月29日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月29日

掛川市長 松井三郎

路線番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
13256	花ノ脇下ノ段線	高田字溝ノ口原1243-1 高田字大塚越1287-2	平成29年6月29日
13281	吉岡大塚古墳東入口線	吉岡字大塚腰1504-1 吉岡字大塚腰1501	平成29年6月29日
25400	星川寺部線	大坂字星川4449-1 大坂字寺部3775-6	平成29年6月29日